

勅授

三

丙
220
229
30

立案	昭和	年	月	日
決裁	昭和	年	月	日

爵位課長

宗秩寮總裁

宮内事務官

海軍中將藤田類太郎介三十七名
叙位ノ件

昭和二十八年八月廿八日裁可九月一日達
臺帳記入 月 日官報報告濟

宮内省

裏面白紙



海軍中將藤田類太郎外三十七

名叙位ノ件

右謹テ裁可ヲ仰ク

昭和二十年八月二十八日

内閣總理大臣 稔彦 王

内閣

裏面白紙

入海第六八號

案起

昭和三十年八月

日

裁可昭和二十年八月廿八日施行

決定昭和

年

月

日

昭和

年

月

日

内閣總理大臣

内閣書記官長

内閣書記官

海軍中將藤田類太郎外三十七名
叙位、件

内閣

敘正四位

昭和十八年六月十四日 位二年

昭和二十年四月十五日

海軍中將從四位藤田類太郎

同

同

昭和二十年三月十五日

同

同

宇垣完爾

同

同

昭和二十年五月十日

同

同

志摩清英

同

同

昭和二十年四月十五日

同

同

岸福治

右文武官敘位進階内則 第三條ニ依リ

謹テ 奏ス

昭和二十年八月二十日

海軍大臣米内光政

海

軍



めくられず

27
昭和二十年八月十四日
付受

海秘人第一八一七

昭和二十年八月二十日

海軍大臣 米内光政



内閣総理大臣

内閣総務局長 木下尚江

海軍中将藤田類太郎外三名叙位一件別紙上奏書進達ス

(終)

官報
不登載

海

軍

官報
不登載

海秘人第二〇二九號

昭和二十年八月十九日

海軍大臣 米内光政



内閣總理大臣 裕彦 王 殿

海軍中將 澁谷隆太郎 外三十三名 叙位ノ件別紙上奏書進
達ス

海軍

(終)

20.8.21
11.2